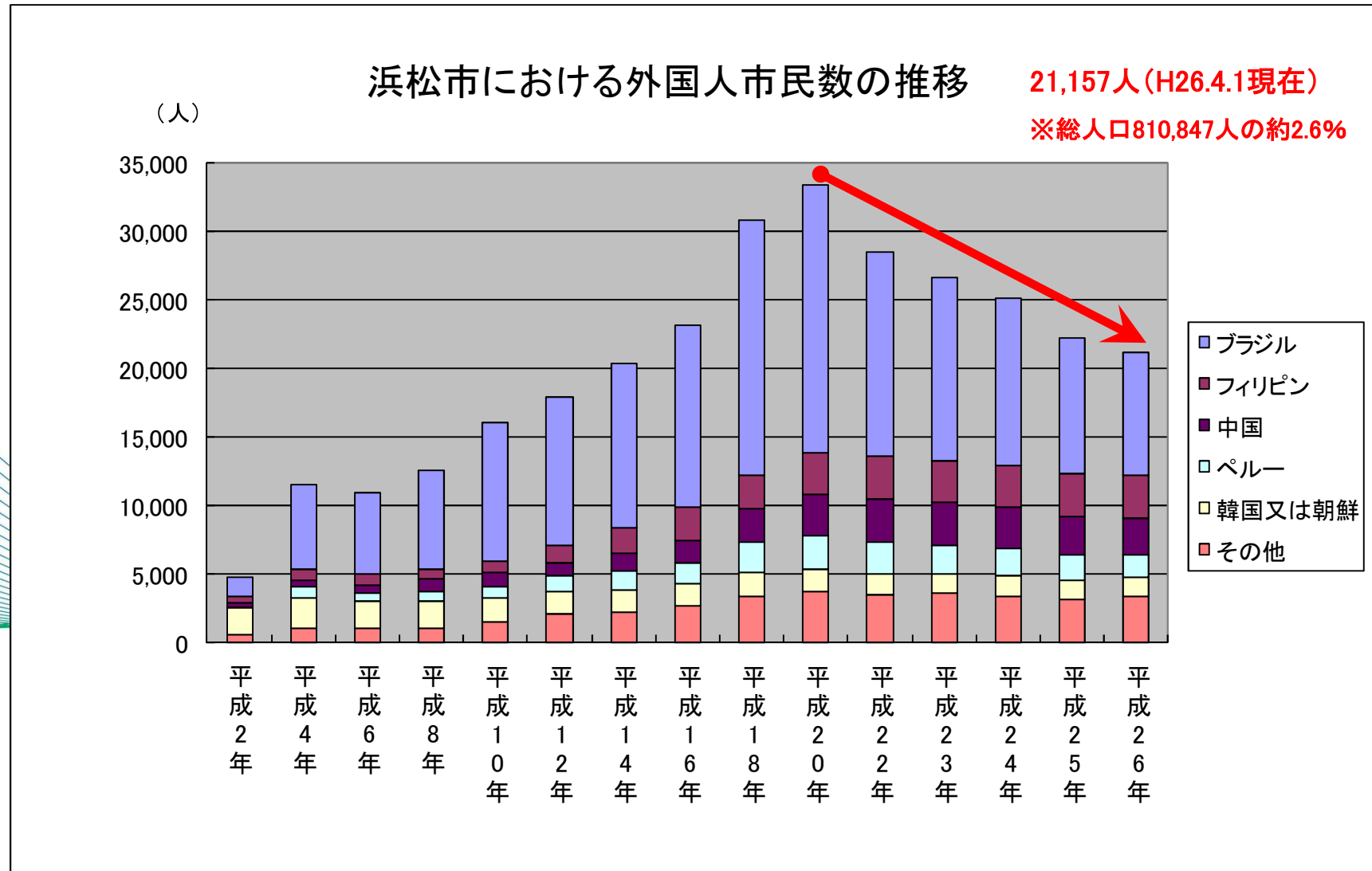


第6次出入国管理政策懇談会 第12回会合 提出資料

平成26年9月12日

1. 外国人市民の状況

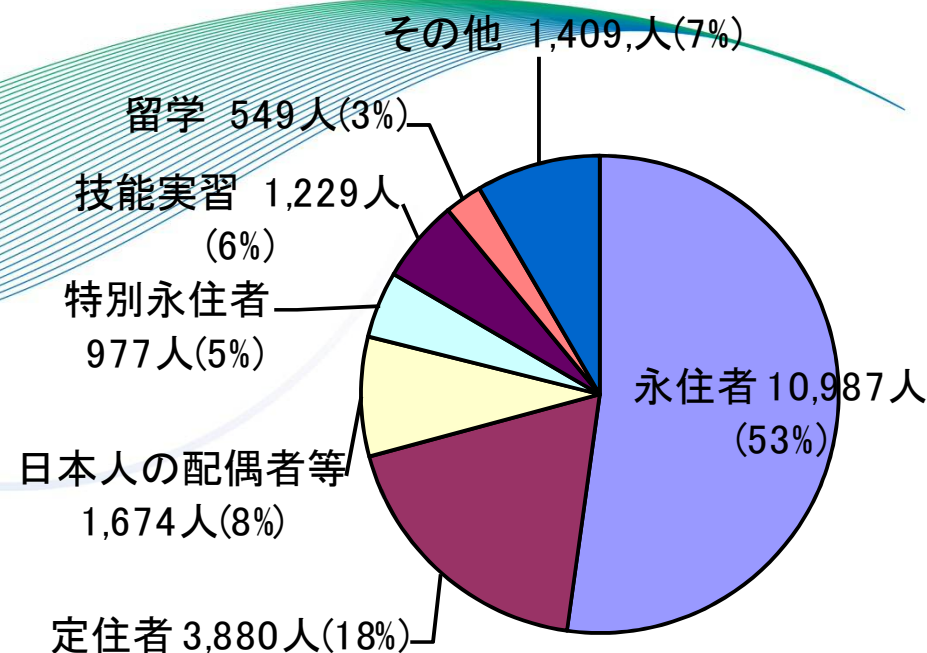
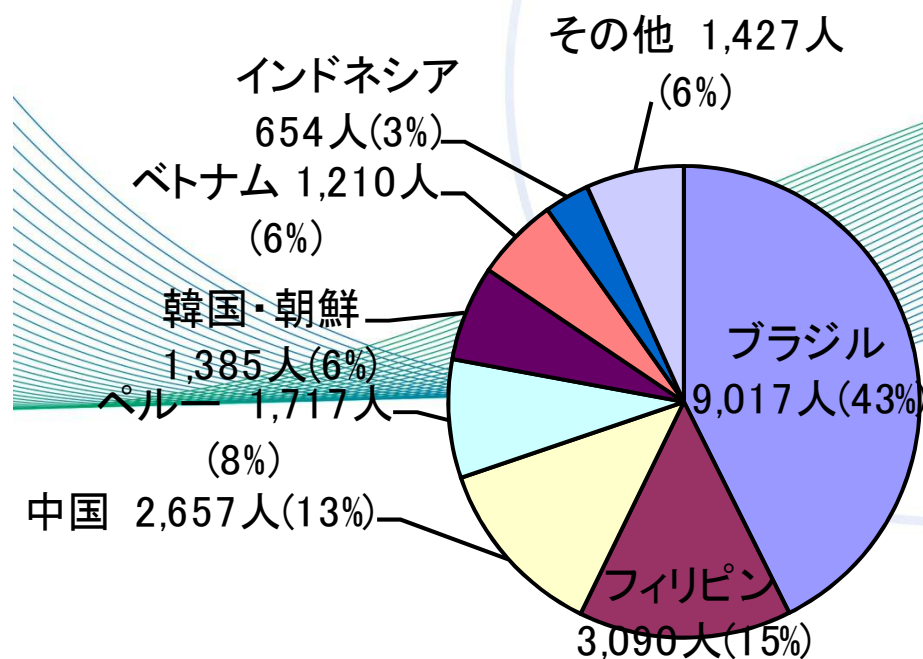


1. 外国人市民の状況(続き)

平成26年4月1日現在

国籍別内訳

在留資格別内訳



2. 制度移行期の状況

外国人住民に係る住民基本台帳制度の開始

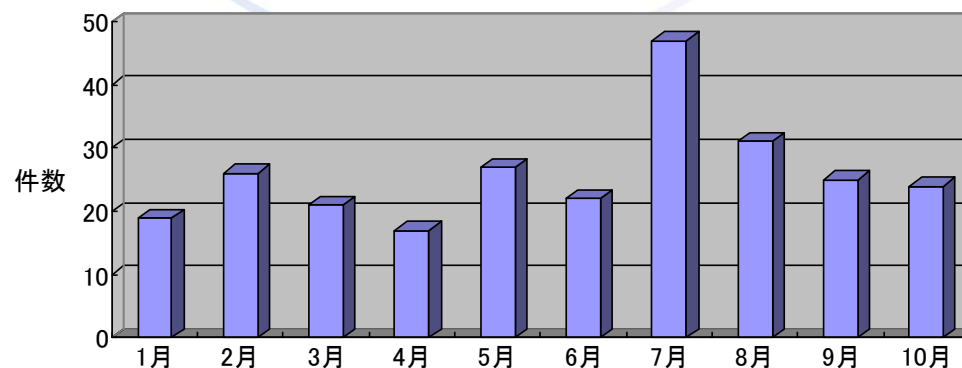
- 基礎自治体にとって外国人住民への行政サービスの基盤となるもの
- 同じ地域の構成員として外国人が必要な役割を果たすための基礎となるもの



しかしながら...

- 移行当初は自治体へのデータ誤送信などの混乱も
- 制度そのものの周知が充分には行き届かなかった
- 行政サービスの提供等に対する理解が不十分 など

【参考】平成24年浜松外国人総合支援ワンストップセンターにおける
入国・在留手続き等に関する相談件数



3. 制度移行に関する対応や取組

浜松市

庁内及び関係機関との連携による取組

- 名古屋入国管理局等と連携した外国人市民への説明会
- 広報紙、ホームページ、ポスター、チラシ等による多言語での周知
- 警察署等と連携した外国人雇用企業への説明会
- 庁内関係課職員対象の事務取扱研修 など

外国人集住都市会議

- 平成24年 8月 政府関係者、関係省庁に対し「緊急提言」
- 平成25年10月 外国人集住都市会議ながはま2013での「提言」

《主な内容》

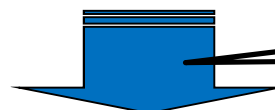
- 制度改正及び改正に伴う手続き等の外国人住民への周知
- 住民基本台帳制度の対象外となる外国人住民への行政サービス対応
- 制度改正により生じた課題への対応
- 包括的な課題の解決

4. 住民登録と居住実態・行政サービス

登録情報と居住実態

○乖離の大幅な改善

- 居住実態調査
- 外国人市民を対象とした郵送によるアンケート調査



その結果…

- 外国人の市民税等滞納繰越額の減少及び収入率の向上
- 外国人の児童手当過払金の収納率向上
- 外国人の子どもの不就学解消

住基対象外外国人への行政サービス

- 行政サービスを取扱う庁内各課の対応状況を調査し、制度の運用状況を検証した結果、制度移行後も必要な行政サービスは提供
- 一方、自治体間の解釈の違いによる取扱いの不均衡の懸念

5. 住民登録データを活用した事業

(外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業)



浜松市

事業の目的

外国人の子どもの就学状況の実態を把握し、不就学を解消するとともに、不就学を生まない仕組みを構築する

事業実施の背景

課題

- 外国人を在留管理の対象として情報管理(外国人登録制度)
⇒登録情報と居住実態の乖離
- 日本では法的に外国籍の子どもの親に子どもを就学させる義務がない
⇒外国人の子どもに対する就学に向けた働きかけが消極的になりがち

外国人の子どもの就学状況が把握
されていない。

※浜松市において外国人の子どもの「推定
不就学者数」が700人を超える状況

近年の状況

- 外国人住民の人口減少 ⇒ ピーク時は3万3千人を超えていた
- 外国人住民の定住化が一層進展 ⇒ 永住者等中長期滞在可能な在留資格が8割以上
- 外国人児童生徒が占める割合の変動は少ない ⇒ 公立小中学校に在籍する全児童生徒に対する比率2.2%(ピーク時は2.5%)
- 外国人住民の住民基本台帳制度の運用 ⇒ 正確な居住実態の把握が可能になる

●子ども政策の重視 ●外国人住民はまちづくりの重要なパートナー ⇒外国人の子どもの教育の問題は、地域の重要な課題

2011年「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」開始(3か年事業)

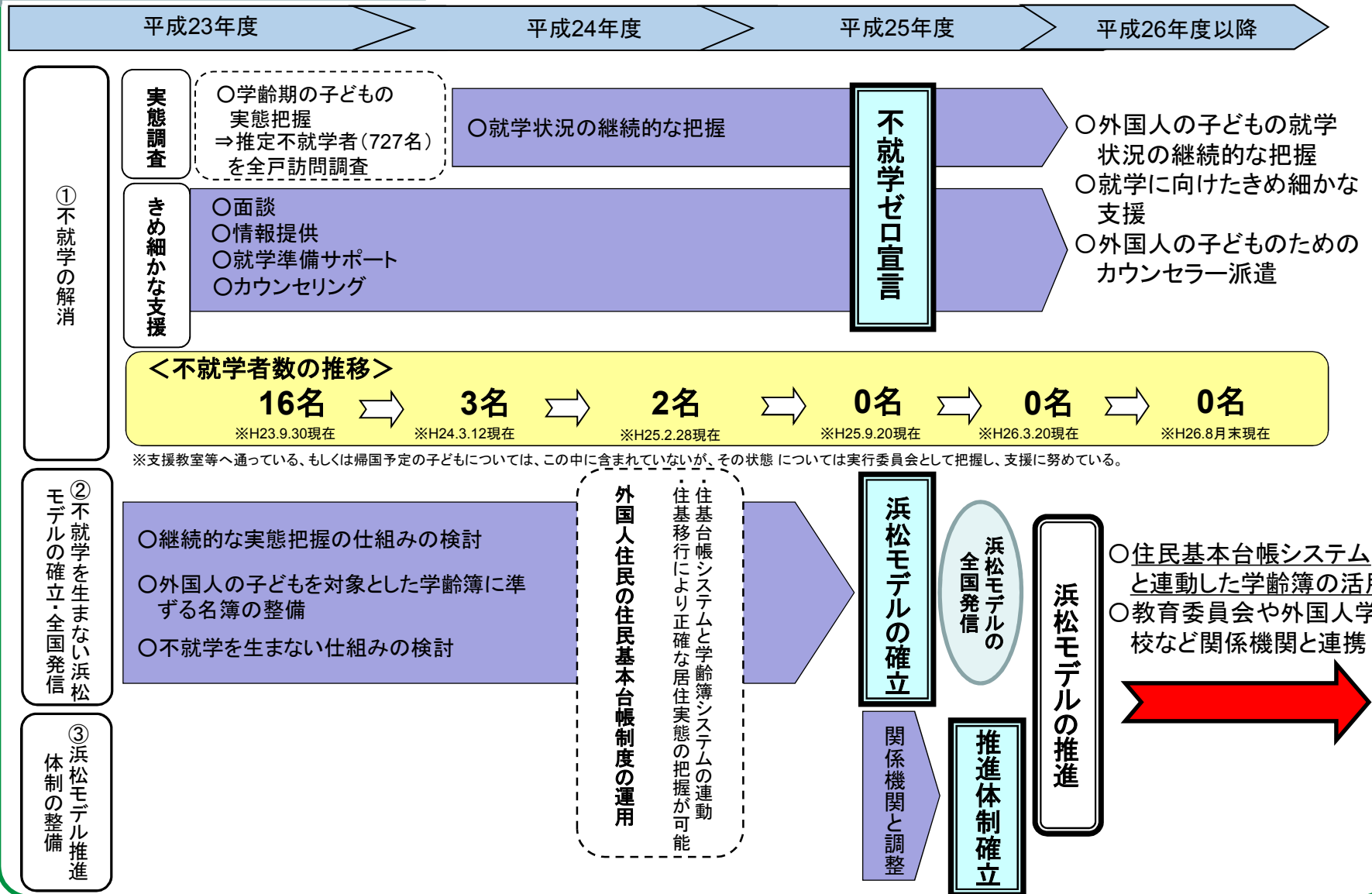
- ①外国人の子どもの不就学の解消
- ②不就学を生まない仕組み「浜松モデル」の構築および全国発信
- ③「浜松モデル」を推進する体制の整備

5. 住民登録データを活用した事業(続き)

(外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業)



主な取組と不就学者数の推移



6. 今後の課題

- 外国人登録原票の情報により証明されていた事項
- 平成24年7月8日以前の居住履歴

➡ 外国人登録原票と住民票との連続性がないため、
法務省への外国人登録原票の開示請求が必要

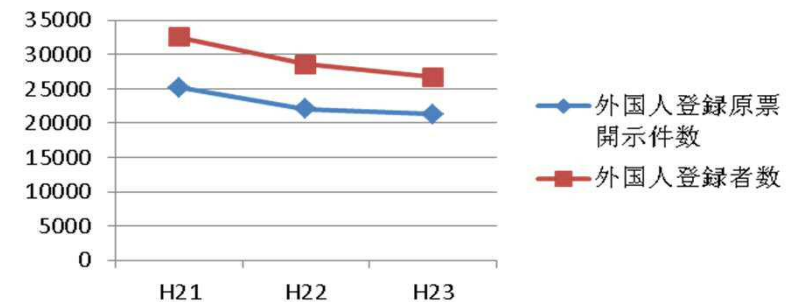
- 改製原住民票の保存期間は5年間

➡ 住民票除票等により居住履歴を証明できない恐れ

【参考：浜松市における外国人登録原票開示件数】

改正前は廃車手続きや遺産相続、帰化申請など様々な場面において外国人登録原票が活用されてきた

※H21年度 25,160件、H22年度 22,014件、H23年度 21,271件



今後の課題

- 制度改正により、外国人登録原票の開示にこれまで以上の時間を要する
- 保存期間(5年間)を超えた居住情報の管理
- 外国人登録原票と住民票を連続して公証できる仕組み



外国人との共生社会に必要な基盤となる情報とはどのようなものか、
その情報を今後どのように管理、提供すべきか、についての議論が必要